

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成15年4月1日に施行され、13年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成27年度末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり。

※1 はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物（長さ40cm、幅30cm、厚さ3cm以下で、重量250g以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスを提供するもの。

※2 特定の需要（以下の3類型）に応えるサービスを提供するもの。

①1号役務：長さ・幅・厚さの合計が73cm（90cm）を超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

②2号役務：差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

③3号役務：料金の額が800円（1,000円）を超える信書便物を送達するサービス

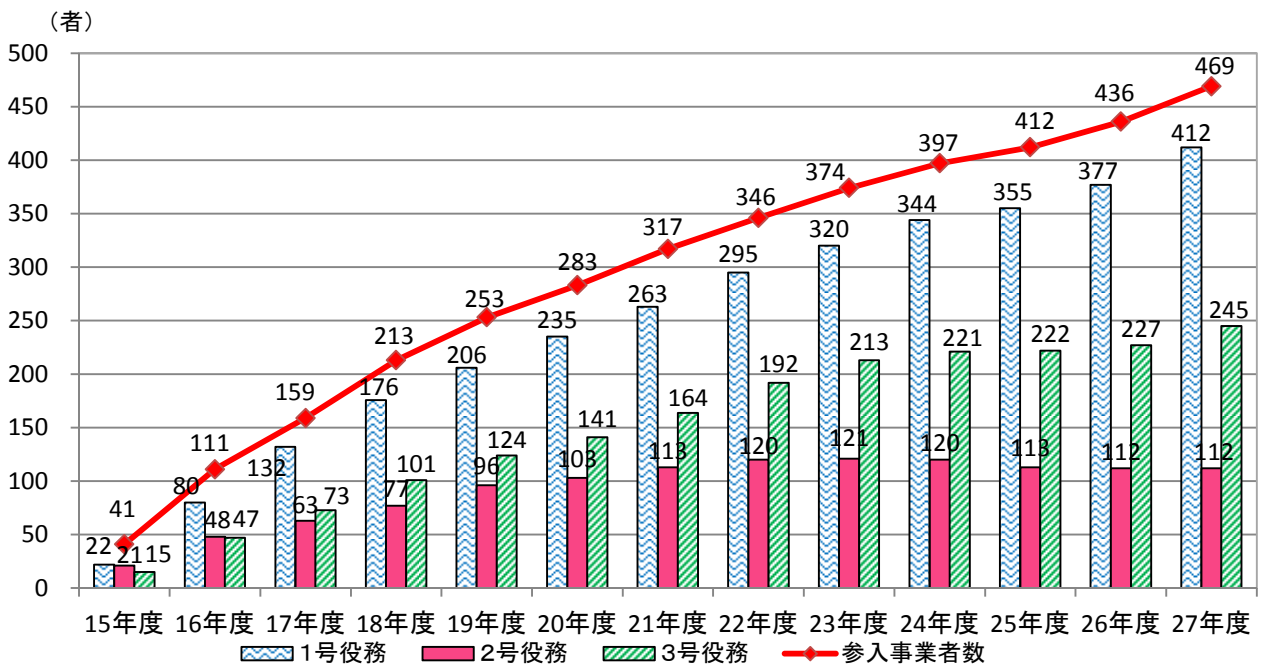
（カッコ内は改正信書便法の施行前（27年11月末まで）の特定信書便役務の範囲）

1 特定信書便事業への参入状況

（1）特定信書便事業への参入事業者数の推移

- 469者が参入（平成28年7月末現在で480者）
- 平成15年度から27年度までの13年間の平均参入事業者数は概ね36者／年と着実に増加
- 役務別に見ると、1号役務に参入している事業者数が412者と最も多く、次いで3号役務245者、2号役務112者の順

図表1-1 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移（年度別）



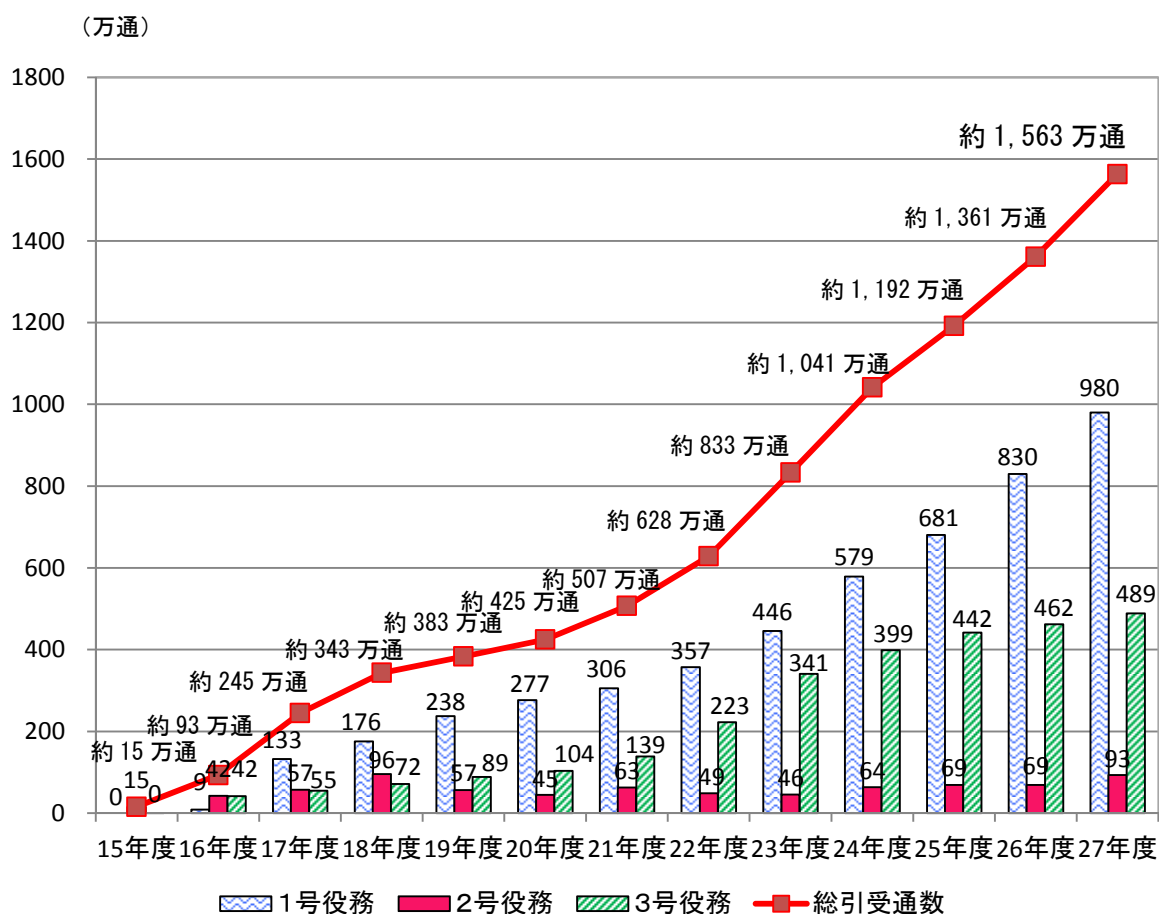
※複数の役務に参入する事業者がいるため、役務別提供者数の合計と特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 引受通数

- 平成27年度の総引受通数は約1,563万通で、対前年度比約1.1倍(約202万通)の増加
- 平成27年度の総引受通数に対する各役務別引受通数の占める割合は、1号役務が62.7%と最も高い。次いで3号役務が31.3%、2号役務が6.0%となっている。

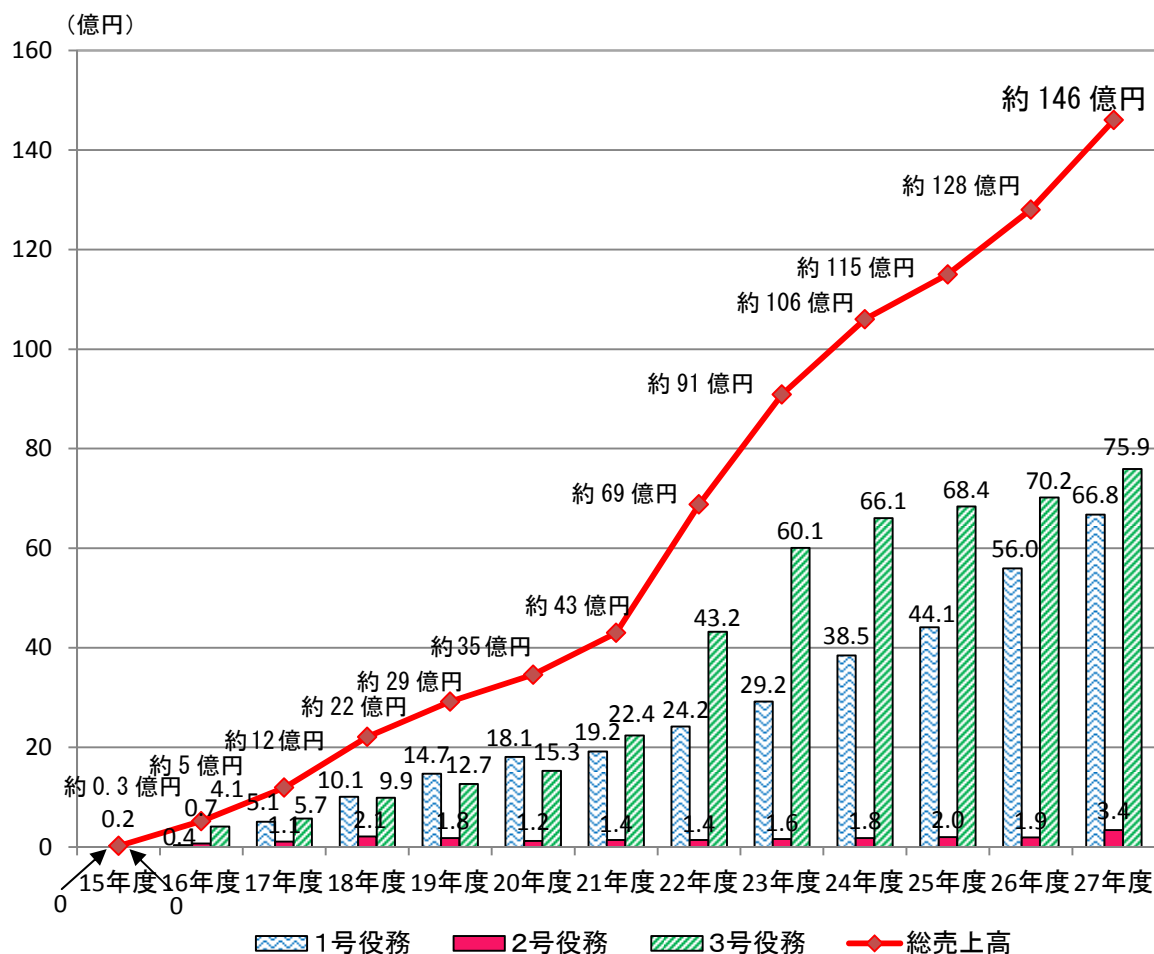
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移(年度別)



(2) 売上高

- 平成27年度の売上高総額は約146億円で、対前年度比約1.1倍(約18億円)の増加
- 約18億円の増加のうち、11億円弱は1号役務が占めており、残りを2号役務及び3号役務が占めている。
- 平成27年度の売上高総額に対する各役務別売上高の占める割合は、3号役務が52.0%で最も高く、次いで1号役務が45.7%、2号役務が2.3%となっている。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移（年度別）



(3) 要因分析等

- 平成27年度の総引受通数は過去3番目の伸び（対前年度約202万通増）
- 売上高については過去3番目の伸び（対前年度約18億円増）
- 平成27年度は、前年度に引き続き、1号役務の伸びが顕著（引受通数は約1.2倍の伸び、売上高は約1.2倍の伸び）
- 業績拡大の主な要因（事業者ヒアリングから）
 - (1) 1号役務
 - ・官公庁、民間企業等が、アウトソーシングによる効率化を図るため、職員による信書の送達から信書便の利用へ切り替えたことによる増加
 - (2) 3号役務
 - ・顧客が法人中心である事業者が、個人向け営業を強化
 - (3) 1号役務及び3号役務共通
 - ・信書便事業者による官公庁、民間企業等への営業活動を通じて信書制度の周知を図ったことによる信書便の利用の増加

3 信書便事業者の事業状況

(1) 参入事業者が行う主たる事業

○ 参入事業者469者が行う主たる事業を見ると、貨物運送業が359者と大多数を占め、次いで警備業29者、障がい者福祉事業12者の順。

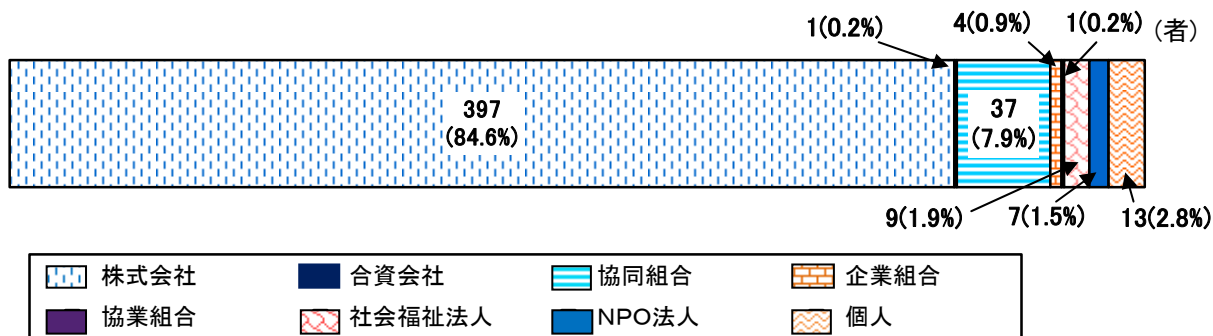
図表 3-1 主要業種別・参入事業者内訳（平成 27 年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	359	不動産業	3
警備業	29	印刷業	2
障がい者福祉事業	12	鉄鋼業	1
ビルメンテナンス業	10	信書送達業	1
電気通信サービス業	6	建設業（造園工事）	1
廃棄物処理業	5	港湾運送業	1
旅客運送業	5	その他卸売・小売業	6
情報サービス業	3	その他サービス業	25
計		469	

(2) 参入事業者の経営形態

○ 会社形態（株式会社及び合資会社）をとっている者が398者で、全体の84.8%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が37者（7.9%）（主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入）、社会福祉法人が9者（1.9%）、NPO法人が7者（1.5%）等となっている。また、個人では13者（2.8%）が参入している。

図表 3-2-1 参入事業者の経営形態（平成 27 年度末）



○ 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、85.2%（339者）が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の69.3%（276者）を占める。

図表 3-2-2 参入事業者（会社形態のもの）の資本金規模（平成27年度末）

(者)

資本金	～1千万円 未満	～1億円 未満	～10億円 未満	10億円 以上	合計
会社数	63 (15.8%)	276 (69.3%)	46 (11.6%)	13 (3.3%)	398 (100%)

(3) 地域別参入状況

○ 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している。特定信書便事業者の参入がないのは2県のみ

図表 3-3 本社所在地別・参入事業者の内訳（平成27年度末）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	17	長野	5	岡山	8
青森	3	富山	6	広島	14
岩手	2	石川	6	山口	3
宮城	3	福井	6	徳島	1
秋田	3	岐阜	7	香川	4
山形	2	静岡	11	愛媛	7
福島	3	愛知	25	高知	0
茨城	4	三重	7	福岡	26
栃木	1	滋賀	3	佐賀	12
群馬	2	京都	9	長崎	9
埼玉	12	大阪	53	熊本	7
千葉	5	兵庫	15	大分	4
東京	99	奈良	3	宮崎	3
神奈川	26	和歌山	2	鹿児島	8
山梨	0	鳥取	2	沖縄	9
新潟	5	島根	7	全国	469

信書便事業の概要

1 信書便法の目的

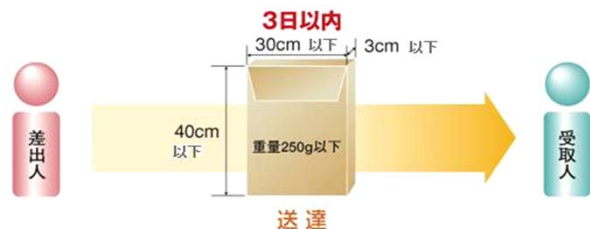
平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入（新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大）

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項）

※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成されると考えられる。

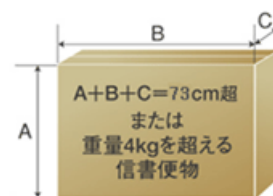
2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から
原則3日以内に送達

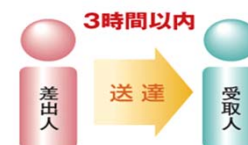


(2) 特定信書便事業（特定の需要に応えるサービス）：許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス
（例：本庁・支庁間の巡回便）



②急送サービス
（例：バイク便等の急送便）



③高付加価値サービス
（例：配達記録、電報類似型）



800円を超える料金

3 参入状況（平成28年3月末現在）

<類型別>

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	469

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と
<サービス種類別>の数は一貫しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	412
② 急送サービス	112
③ 高付加価値サービス	245
計	769